

第1条 規程の目的

本規程は、研究会での申し合わせとして運用されてきた『総合法政策研究会誌』掲載原稿の査読のあり方を規程という形式で明確にすることを目的とする。

第2条 査読制度の趣旨

本査読制度は、『総合法政策研究会誌』に掲載すべき水準の論文等であるか否かを審査し、修正すべき点があれば、その旨およびその内容を原稿掲載希望者に内々に助言するものである。

第3条 査読者の選定

- ① 査読者は、理事会から委嘱された委員が選定するものとする。
- ② 査読者を選任する旨の委嘱を受けた委員は、掲載原稿の学術分野等に十分に配慮して査読者を選定しなければならない。
- ③ 査読者は「総合法政策研究会」会員に限られるものではない。
- ④ 査読者は査読の職務を行うにあたって知り得た秘密を漏らしてはならない。

第4条 原稿の送付

- ① 掲載希望者は、「総合法政策研究会」が主催する研究報告会において、掲載希望原稿の内容に関する報告を行い、本研究会で当該原稿を査読に付すことが承認された場合、査読に付すものとする。
- ② 研究報告会の報告を経て、研究会から査読に付す旨の承認を得た掲載希望者は、研究報告会での質疑を踏まえた加筆修正した原稿を、研究会の定めた期限までに、研究会事務局に e-mail にて送付する。
- ③ 事務局は、査読者に、e-mail にて原稿を送付し、期限を定めて回答してもらうよう依頼する。

第5条 査読者による審査

- ① 第1回目の審査結果は次のいずれかとする。
 - A: そのままで掲載可。
 - B: コメントする点を考慮して修正すれば、再審査を経ずに掲載可。
 - C: コメントする点を考慮して修正した後の原稿を再審査に付して、判断する。
- ② 上記の C の場合には、第2回目の審査（再審査）を行う。その審査結果は次のいずれかとする。
 - C-1: そのままで掲載可。
 - C-2: コメントする点を考慮して修正すれば、再審査を経ずに掲載可。
 - C-3: 掲載不可。
- ③ 上記 C-3 の場合には、査読者は必ず理由を付すものとする。
- ④ 査読結果の通知および修正原稿の提出等は、事務局を通じて行うものとする。なお、事務局は、原稿掲載希望者が査読者を特定できないように十分に配慮するものとする。

第6条 編集委員会

- ① 原稿を掲載するか否かの最終判断権は、査読結果にかかわらず、編集委員会にあるものとする。
- ② 編集委員会は、理事会が選任した編集委員により構成する。
- ③ 編集委員は、その職務を行うにあたって知り得た秘密を漏らしてはならない。

第7条 守秘義務

査読者をはじめ査読等にかかわる者は、その職務を行うにあたって知り得た秘密を漏らしてはならない。

第8条 規程の改正

本規程の改正は総会において出席者の2分の1以上の賛成を必要とする。

附則 この規程の施行日は、平成30年7月1日とする。